第 **1** 章

更生保護をふりかえろう

1. 更生保護を取り巻く環境の変化

みなさんは、"更生保護"という言葉を知らない人たちに、更生保護についてわかりやすく伝える ことはできますか?

長年更生保護に携わってきたみなさんにとって、更生保護という言葉は慣れ親しんだものかもしれません。しかし、一般的にはやはり聞きなれない言葉だと思います。

今回、みなさんがクラウドファンディングに挑戦するにあたっては、クラウドファンディングについて学ぶとともに、みなさんが活動されているこの更生保護という分野について、あらためて理解し、一般の人々へ正しく伝えられることが何より重要となるでしょう。

さて、更生保護はいつから始まったのでしょうか。

元を辿れば江戸時代までさかのぼるようですが、現在の更生保護の先駆となったのは、明治時代に 静岡県にて誕生した出獄人保護会社であるといわれています。

この出獄人保護会社は、刑務所を出所した囚人が、社会の中に戻る場所を見つけることができず、 再び犯罪に手を染めることを避けて自ら死を選んだことに心を痛めた刑務所の副所長らが設立したも ので、刑務所出所者に衣食住を提供するなどしていました。

その後、戦後の変革期を経て、昭和24年に犯罪者予防更生法が制定され、新たな国家の制度としての更生保護制度が成立しました。この頃に、現在の官民協働態勢が形成されたといわれています。

さらに、平成19年6月、それまで制度の根幹をなしていた犯罪者予防更生法及び執行猶予者保護 観察法が統合され、新たに更生保護法が成立しました。

更生保護法は、その目的に、「改善更生」とともに「再犯防止」が明示されたことが特徴となっています。

再犯防止への取り組みは、犯罪対策において近年ますます重要視されており、平成28年には再犯の防止等の推進に関する法律が成立しました。この法律では、都道府県及び市町村においても再犯防止への取り組みが円滑に実施されるよう、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めることが定められています。

こうした流れの中で、現在の更生保護ではさまざまな変化が起きています。

(1)犯罪件数は減少、しかし、再犯者率が増加

刑法犯認知件数については平成15年以降減少を続けており、平成29年には戦後最多であった 平成14年の約3分の1まで減少しました。しかし、犯罪件数自体は減少している一方で、再犯 者率は年々上昇しており、「世界一安全な国、日本」の実現において重要な課題とされています。 再犯を減少させるために、社会における『居場所』(住居)と『出番』(就労)をつくることが 求められています。

(2)対象者の背景の複雑化

近年、社会構造の変化に伴って対象者の背景が複雑化しているという状況がうかがえます。

- ●一部執行猶予制度の導入により薬物事犯の保護観察事件の割合が高まっています。このことから、薬物事犯者の特性に配慮して対応すべきケースが増えてきています。
- ●日本の高齢者の増加幅を上回る勢いで高齢者の犯罪が増えており、その再犯者率の高さも課題です。また、年齢が理由で出所後の就労支援につながりにくかったり、疾病を抱えていたりすることも多いことから、従来の方法では対応できないケースが増えています。
- ●依存症、疾患、DV・虐待被害などの多様で複雑な問題を抱えている女性受刑者や、虐待被害や発達障害の問題を抱える非行少年など、専門的な処遇や福祉的対応など、幅広い支援がより一層求められています。

(3)受入体制の整備・拡充

対象者の変化にともなって、受入体制の整備、拡充がなされてきています。例えば、出所者などが生活を営む更生保護施設では、福祉の専門資格などを持つスタッフを配置し、その特性に配慮した処遇をおこなったり、地域生活定着支援センターが出所後の福祉サービスを調整し、矯正施設から福祉施設等に帰住するなど、必要な福祉サービス等に移行させるための支援をおこなったりする取り組みが広がっています。

さらに、平成23年度に導入された「緊急的住居確保・自立支援対策」によって、適当な住まいのない出所者等に対して、更生保護施設以外の宿泊場所として、NPO法人などが運営する自立準備ホームに対して委託を開始するようになりました。

2. 更生保護関係団体の現状

2-1 更生保護関係団体の紹介

近代の更生保護は、民間の方々による更生保護への情熱によって開かれたものであり、現在でも官民協働で更生保護を支えています。

改めて、更生保護を支える各団体をご紹介します。

更生保護施設

更生保護施設は、刑務所から出所した人などのうち、頼ることのできる人がいなかったり、生活環境に恵まれなかったり、本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立して更生することができない人に対して一定期間住まいや食事を提供し、就職の援助などをおこなうことで、社会生活への復帰を支援している施設です。

更生保護施設は、現在全国に103施設(令和元年6月1日時点)あり、すべて更生保護法人等の民間の非営利団体によって運営されています。

更生保護協会

更生保護協会は、一般の方の更生保護に関する理解を深めてもらうために広報活動をおこなったり、寄付を募って集めた資金を助成金として各更生保護関係団体(保護司会、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設等)に分配することで、その活動を支援しています。

現在は全国に67団体(平成31年1月1日時点)が存在しています。

保護司

保護司は、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員として、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

保護司は、それぞれに配属された保護区の保護司会に加入し、保護観察官と協働して保護観察をおこなうほか、社会復帰を果たす時にスムーズに社会生活を営めるよう、生活環境の調整をおこなっています。また、犯罪や非行を防ぐための地域活動も重要な活動です。

現在は全国に約4万7,000人(令和2年1月1日時点4万6,763人)の保護司が活動をしています。

更生保護女性会

更生保護女性会は、「ほっとけない精神」を持ち、安全な地域づくりのために女性ならではの 視点を活かして、保護観察を受けている人や矯正施設・更生保護施設への支援、犯罪・非行防止 のための地域への啓発活動、そして、子育て支援や高齢者の見守りなど幅広い活動をおこなって いるボランティア団体です。

現在、全国で約15万人(平成31年4月1日時点15万2.718人)もの会員を誇ります。

BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movementの略)会は、さまざまな問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援する「ともだち活動」などを通して、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。全国で約4,500人(平成31年4月1日時点4,528人)の会員が参加しています。

協力雇用主

犯罪や非行をした人たちが再び地域に戻ってきた時に、再犯せずに地域の中で暮らしていくには、「出番」を確保しつつ、自立した生活を送る必要があります。協力雇用主は、そうした趣旨に賛同し、非行・犯罪をした者等を雇用、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。現在、全国で約2万事業者(平成31年4月1日時点2万2.472事業者)が登録しています。

2-2 更生保護関係団体の課題

犯罪や非行をした人の立ち直りには、こうした多様な更生保護関係団体が関わり、それぞれの視点 や特長を生かしてさまざまな支援をおこなっています。

しかし、更生保護のなりたちや、近年における更生保護を取り巻く環境の変化によって、各更生保 護関係団体の活動にも多くの影響が出ています。

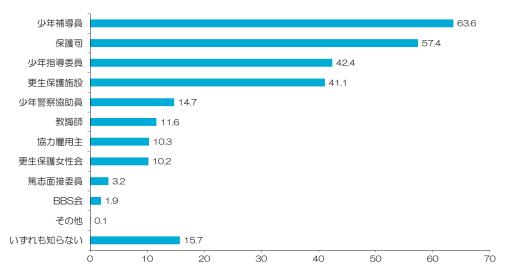
・「更生保護」について一般的に知られていない

国民の関心の高い犯罪事件の場合でも、犯人の逮捕、取調べ、刑事裁判における刑の確定までは、熱心に報道されますが、刑が確定した後は、制度の運用が国民の目に触れる機会が少ないことから、「更生保護」が知られる機会は多くはありませんでした。

また、出所者の立ち直りを支援する更生保護は、あまり目立たない活動として長年おこなわれてきたという背景もあり、地域の中で共感を得ながら他団体と協働していくノウハウを持っていない更生保護関係団体も少なくないと考えられます。

実際に、保護司で57.4%、BBS会にいたっては1.9%の認知度にとどまっていることからも、 更生保護全体への認知度の低さがうかがえます。(図1)





出所: 「平成30年度 再犯防止対策に関する世論調査」(内閣府) をもとに筆者作成

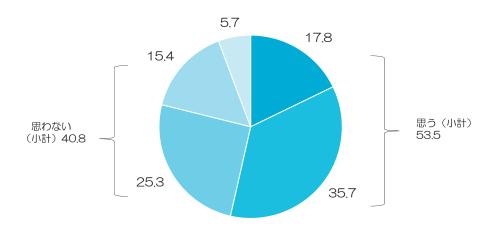
・団体の活動内容が一般市民の理解・共感を得られにくい

犯罪は多くの不幸をもたらします。被害者とその家族の方々の苦しみはもちろんですが、加害者の家族も非難を受けたり自責の念にかられるなど、困難を強いられる場合があります。

そのような中で、犯罪や非行をした人を支援する更生保護の活動は、一般的な理解が得られに くいことも特徴として挙げられます。

犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うかという問いに対して、「思う」「どちらかといえば思う」と答えた人は半分にとどまっていることからも、難しい分野であることがうかがえます。 (図2)

図2 犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか(%)



■思う■どちらかといえば思う■どちらかといえば思わない■思わない■わからない

出所:「平成30年度 再犯防止対策に関する世論調査」(内閣府) をもとに筆者作成

・活動の中でも専門的な支援を求められるケースが増えてきた

更生保護活動の中には依存症など、専門的な知識や対応が求められるケースもありますが、さらに近年、高齢者・障害者への対応、少年や女性の背景にある問題の複雑さなど、支援対象者の背景が多様になってきており、福祉的な対応も求められてきています。

専門的な対応は保護観察官が責任を持っておこないますが、保護司をはじめとするボランティアの方々には「難しい活動なのではないか」という意識を持たれる方もいるかもしれません。

・更生保護関係団体の会員数が減少している

更生保護女性会の会員数は平成元年から平成31年の約30年間で18万1,139人から15万2,718人へ、同じくBBS会は6,756人から4,528人へと減少しています。保護司についても同様に減少傾向にあります。

その要因のひとつとして会員の高齢化があげられます。新たな会員の入会が進まない中で、長年活動をしてきた会員も健康上の理由などから退会してしまい、会員数を維持し続けることが難しくなっている団体が増えています。

そして、会員の減少によりさらなる影響も懸念されます。

それは会費による収入が減ることです。更生保護関係団体の活動は会員による会費で賄われている場合も多いため、会員数が減少することで資金面においてもこれまでおこなってきた活動ができなくなるおそれが生じています。

更生保護関係団体はまさにこうした多くの課題に直面しながら活動を継続させるべく日々奮闘しているところです。

地域に更生保護の理解者を増やすとともに、会員の自己研鑽に励む。そして、活動継続に向けて会員数や活動資金を確保すること、これが更生保護関係団体にいま求められていることです。

これからも立ち直る人たちを支え、安全な地域づくりのための活動を続けるためにも、今こそこうした課題に立ち向かうために、行動を起こす時なのではないでしょうか。



更生保護女性会のオコジョさん

コラム「今こそ地域へ発信するとき」

法務省保護局更生保護振興課地域活動推進係長 富樫伸介

○更生保護と地域を結ぶ懸け橋として

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場も地域社会です。 犯罪や非行をした人が立ち直るためには、国や地方公共団体が各種の取組を進めていくことはもち ろんですが、彼ら彼女たちの立ち直りへの意欲を認め、見守り、支えていく環境づくり、すなわち地 域のチカラが欠かせません。

しかし、犯罪や非行をした人たちの更生を地域で支えるという更生保護の取組は、犯罪が必ずしも 身近ではないという地域の方々からすると、縁遠い話なのかもしれません。そうした中で、地域に根 差した活動を全国津々浦々で展開されている更生保護団体は、更生保護と地域を結ぶ懸け橋であり、 地域のチカラを引き出すために、欠くことのできない存在です。

○更生保護がより地域に根付くためには

更生保護の活動は、立ち直ろうとする人の心に常に寄り添い、彼ら彼女らのふとした成長や成功を 共に喜ぶような、地道で実直な日々の活動です。そして、更生保護に携わる人たちは、あくまで立ち 直ろうとする人を支える立場であり、裏方でもあります。こうしたこともあり、更生保護は長らく陰 に隠れた目立たない存在だったように思われます。

平成30年9月に実施された「再犯防止対策に関する世論調査」によれば、更生保護団体の認知度は、保護司57.4%、更生保護施設41.1%、協力雇用主10.3%、更生保護女性会10.2%、BBS会1.9%と、決して高い数字ではありませんでした。

こうしたこともあり、保護司や更生保護女性会員、BBS会員の数は長らく減少傾向が続いており、 更生保護、ひいては刑事司法全体にとっても大きな課題となっています。

更生保護の取組が地域に今以上に根付き、そして更生保護団体がその強みをより発揮するためには、多くの人たちにその活動について知ってもらい、共感してもらい、そして応援してもらうことが必要です。

○広がり、つながる更生保護へ

近年、社会情勢が目まぐるしく変化し、少子高齢化、経済的格差、人間関係の希薄化など地域が抱える問題は複雑・多様化しています。こうした変化により生じるひずみの中で、「生きづらさ」を抱え、犯罪や非行に及んでしまう人たちがいます。

そうした人たちが再び社会の一員として生きがいを持って暮らしていけるよう, 更生保護はこれまで以上にその裾野を広げ, 多くの人々とつながり, さらに次代へとつながっていくことが求められています。

是非新たな一歩を踏み出し、今以上に地域に発信してみてください。そうすれば、地域のチカラは これまでより強く、そして大きな力となるはずです。